

＼ 雲南市産木材を使おう！ ／

令和
8年度

雲南
市

市産木材を利用した 住宅・店舗づくりを応援します

2026年改訂。更に利用しやすくなりました

新築もリフォームも
最大75万円補助

店舗・
事務所
もOK!



令和8年

4月1日より
募集開始

住宅・非住宅
建築物(事務所等)の

新築・改築・増築・修繕
内外装木質化・外構木質化を
支援します!

Point!

リフォームにも利用できます!

1 構造材・下地材・造作材に
市産木材を使用



最大60万円

Point!

床・壁・デッキ等にも使えます!

2 内外装材・外構材に
市産木材を使用



最大15万円

Point!

個人でも、事業者でもOK!

1、2
両方
を
兼
ね
る
場
合

最大

75万円

お申し込み・詳細については裏面をご確認下さい。▶▶

雲南市木材利用促進事業費補助金

市産木材を利用した住宅・非住宅建築物等の施工に対し、市産木材の使用量に応じて補助します。

※「市産木材」とは、次の木材をいいます。

- ①雲南市内の山林で生産された原木を製材加工した木材
- ②島根県内の山林で生産された原木を雲南市内において製材加工した木材

補助内容

■補助対象者

- ・雲南市に住民登録を有する方（施主）
※市外在住者で住宅新築に伴い、工事完了後6月以内に雲南市に住民登録される方を含みます。
- ・雲南市内に事務所又は事業所を有する事業者
※市外事業者で新たに市内に事務所等を建築する事業者を含みます。

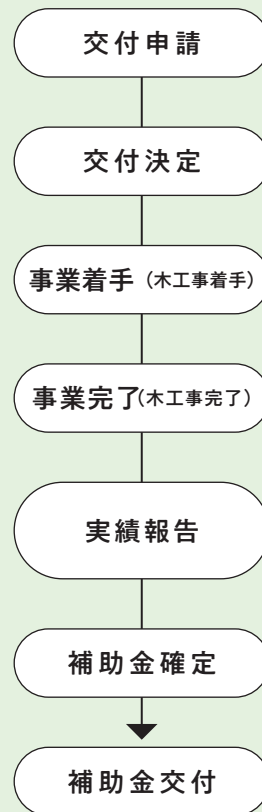
■補助対象建築物等

- ・雲南市内に施工する建築物等で、以下の条件を満たすものが対象となります。（ただし、政治活動・宗教活動を目的としたものを除きます）
1. 新築、改築、増築、修繕、内外装木質化、外構木質化の施工に対し、県産木材※を50%以上使用し、そのうち市産木材を20%以上使用するもの。
（県産木材及び市産木材であることが証明できること）
※「県産木材」とは、「しまねの木認証要領」に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」をいいます。
 2. 建築物等に使用する木材について、クリーンウッド法に基づく合法性の確認がなされていること。
 3. 市が行う木材利用及び脱炭素化の広報活動に協力できること。

■補助額（年間予算がなくなり次第終了します）

1. 建築材（構造材・下地材・造作材）：1㎡（立法メートル）当たり3万円、上限60万円
2. 内外装材・外構材：見付面積1㎡（平方メートル）当たり3千円、上限15万円
※両方の条件を満たす場合上限75万円

流れ



※ 木工事とは補助の対象となる市産木材を使用した工事

必要書類

※様式データについては市のホームページをご覧ください

交付申請時（木工事の着手までに）

- ・ 交付申請書
- ・ 建築確認済証又は建築工事届（島根県の受付印があるもの）の写し（新築、改築、増築の場合のみ）
- ・ 設計図（平面図）の写し（内外装木質化の場合は該当箇所を朱書き）
- ・ 工事契約書又は見積書の写し及び材料明細（修繕、内外装木質化、外構木質化の場合のみ）
- ・ 雲南市税の滞納がない証明書
- ・ 口座振替払申出書兼債権者登録申出書
- ・ 情報掲載同意書

実績報告時（木工事の完了後速やかに）

- ・ 実績報告書
- ・ 設計図（平面図）の写し（内外装木質化の場合は該当箇所を朱書き）
※交付申請書と内容が異なる場合
- ・ 市産木材使用証明書
- ・ しまねの木認証要領に基づく「しまねの木認証書」の写し
- ・ 建築物等施工状況写真
- ・ その他、市が必要と認める書類

島根県補助金事業と併用する場合▶ **住宅建築は最大125万円**
非住宅建築は最大205万円

補助が受けられます。

島根県補助金事業についての詳しい情報は島根県木材協会 HP からご確認ください。右記バーコードからもアクセスできます。



お問い合わせ先



ホームページ

〒699-1392 雲南市木次町里方521-1 雲南市役所農林振興部林業振興課
[電話]0854-40-1056 [Mail] ringyoushinkou@city.unnan.shimane.jp